

パブリックコメントの結果について

1 意見募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月8日（木）まで

2 案の閲覧場所

市政情報コーナー

各支所

教育委員会教育政策課（福祉会館4階）

市ホームページへの掲載

3 意見提出数

提出方法	提出人数	意見件数
直接持参	1	4
郵送		
電子メール	1	6
ファクシミリ		
市ホームページ（電子申請総合窓口）	3	5
合 計	5	15

4 提出された意見

No	意見	教育委員会としての考え方	所管課/関係施策
1	教育基本法においては、教育の目的は人格の形成と明確に規定されており、その目標に五項目をあげるが、国家社会に有用な人物の育成にあると解しても間違いではないと思われる。計画においてもっとも重要視点され得べきは目的と目標に他ならない。この目的、目標以外のものは全て目的、目標を達成せしめるための手段に過ぎない。したがっ	教育において目的と目標は重要であり、それを達成するための手段は慎重に選ばれるべきであると考えております。デジタル教科書やSDGsのような教育的取組については、単なる流行ではなく、子供たち	学校指導課 基本施策② 基本施策③

	<p>て、他の先進国でその導入結果でマイナス評価の出ているデジタル教科書の類いは流行りに乗って採用することは慎重であるべきである、またSDGsのような一時的な国際風潮も人格、人物の育成に本質的な問題とは言えない以上これに重点を置くことも不可と思われる。人格、人物の育成とは地域、民族の生きた記憶である歴史や古典に受け継がれる基本的、基礎的価値観の継承にこそあると考えられる。以上は法第二条第五項に明確に明示され、これに従った歴史、古文、漢文を重視した教育を行うべきであると提言致します。</p>	<p>がこれからの社会を生き抜くために必要な資質・能力を育む手段として、教科書検定制度や学習指導要領に基づいて慎重に進められています。</p> <p>歴史や古典、漢文に関する学びについては、国語科の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」や社会科の歴史的分野において取り組んでおります。今後も学習指導要領に則り、適切に教育活動に進めてまいります。</p>	
2	<p>特別支援教育の推進にも通ずると思いますが、少人数制のクラスよりも40人クラスで担任副担任の2人態勢で授業をすることが良いと思います。配慮が必要な児童がいる場合、担任一人では対応できません。授業にもう一人先生がいることによって、つまづいている子にもう一人の先生が対応する事ができます。無理に少人数にするよりも効率が良いです。</p>	<p>複数の教員が授業に入ることは、つまずきへの早期対応や、個別の支援が必要な場面での対応が行き届きやすくなるなど、多くのメリットがあります。一方で、子供のニーズは多様であり、学級全体の人数が多い場合には、感覚過敏などの特性をもつ児童にとって、「人数の多さそのもの」が大きな負担につながるケースも少なくありません。そのため市としては、どちらか一方に偏るのではなく、学級規模の適正化（学級を小さくすることによる環境面の改善）、人的配置の充実（複数教員や支援員の活用による支援体制強化）の双方をバランスよく進めることが重要であると考えています。今後も、児童一人ひとりの実態に応じて最適な指導体制を整えることを目指し、総合的な支援の充実を図ってまいります。</p>	<p>教育相談センター 基本施策⑦</p>
3	<p>基本目標2 基本施策⑤ の測定指標として警察・児相が介入ないしは引き継いだ件数を挙げるべきと考えます。いじめ問題の対応は学校内というクローズドな環境だけではなくよりオープンな環境で対応していることを示すことができる、かついじめ認知件数との比で深刻度も測れると考えます。</p>	<p>いじめへの対応において、関係機関との連携は重要であり、状況に応じて適切に通告・相談を行うものと考えます。本市では、学校の管理職等を対象に、こども家庭センターや児童相談所の職員等から話を</p>	<p>教育相談センター 基本施策⑤</p>

		<p>聞く研修の機会を設け、連携の充実に努めています。</p> <p>本施策は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を目的としたものであり、子供の意識の高まりが目的達成につながる重要なものと考え、測定指標を設定しております。今後も、学校と関係機関が協働して対応する体制づくりと、多様性を認め合える意識の醸成を引き続き進めてまいります。</p>	
4	<p>基本施策⑧の取り組み、性的マイノリティとされる児童生徒への理解と対応、とあるが、第二次性徴にさしかかったかどうかの児童において性的マイノリティ対応は不要と考えます。そもそも児童に性的マイノリティが存在するのか？裏付けとなるデータを示して頂きたいです。</p> <p>生徒であれば性的マイノリティだと自認することもありえるとは思いますが、自認を迫認するだけな対応であれば不要と考えます。性的マイノリティだという自認と思春期特有の精神不安とどのように区別するのか。判別方法は確立されているのでしょうか。</p>	<p>性別の違和感を覚える時期には個人差がありますが、小学校4～6年生女子の2.02%、男子の0.82%に性別違和感があるとする調査もあります。</p> <p>文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」では「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」とあり、「生徒指導提要」には性自認に関する配慮と理解の促進について示されています。</p> <p>小中学生は、自己形成に向け、心が揺れ動く時期であり、児童生徒の性自認を尊重し、配慮や支援、環境整備を行っていくことが大切であると考えています。</p>	<p>教育相談センター 基本施策⑧</p>
5	<p>基本施策①②③</p> <p>数値目標は、アンケートの結果であって、真に自分で考えて取り組んでいるか、読書が好きかなどを測っているとは言えません。理科の自由研究の投稿するならまだわかりますし、岡崎市の図書館の貸出冊数が増加しているなど、机上の話でない成果を期待します。</p>	<p>御指摘のとおり、児童生徒の意識や意欲、読書習慣等に係る数値目標は、アンケートにおける自己評価によるものです。しかしながら、全国学力・学習状況調査をはじめ、多くの自治体と共通の方法で経年変化を把握できる指標として一定の有効性があります。また、本計画では数値指標のみに依存せず、読</p>	<p>学校指導課 基本施策① 基本施策② 基本施策③</p>

		<p>書活動の充実、理科自由研究の推進、主体的・対話的で深い学びの充実など、行動として現れる成果の実現に取り組んでいます。今後も学びの質を客観的に把握できる指標の在り方について検討を進めてまいります。</p>	
6	<p>基本施策⑤</p> <p>F組の設置数ではなく、欠席数を減らすことの数値目標を掲げるべきです。また、F組への希望者は100%入れるを指標に入れてほしいです。そもそもF組があること自体がよいわけではないと思います。</p> <p>F組がなくてもみんなが通いたい学校を構築していくべきで、完全に目標がずれている。これは共生とも矛盾しています。</p> <p>学級担任を廃止しチーム担任制の導入したり、学級内で個別最適な学びを実現すべきです。すべての授業を学級単位というのもなくしていき、体育は2クラスとか、交流が図られるようになっていくことを期待します。狭い学級に閉じ込められるからイジメが起きるのではないかな？家で落ち着かないのではないかな？など根本原因も探らず、研修をするのは自己満足に過ぎないと感じます。F組にエース教員を入れるのではなく、チーム担任制にして、エース教員から他の教員が学びやすくなる制度を作るべきです</p>	<p>学校は、すべての子どもたちが楽しく生活できることが最も重要であると考えております。</p> <p>F組は、「適応するのは子どもではなく学校である」「多様性を受け入れる」「いつでも温かく迎える体制」「通常学級と同じ1つの学級として扱う」「教室復帰ではなく社会的自立を目指す」という5つの理念に基づき、長期欠席児童生徒に限らず、何らかの困り感を抱える児童生徒の学びを保障する校内の選択肢です。そして、この理念を学校全体に浸透させることこそ、長期欠席の未然防止につながるだけでなく、すべての子どもにとって安心できる魅力ある学校づくりにつながると認識しております。</p> <p>F組を設置することで教室環境が整うだけでなく、F組支援員の人的配置が可能となります。また担任もあてます。このような体制により、学校の核となるF組担任と支援員の温かな支援が、子どもたちを救っている現状があります。そして、その子供たちの変化を校内の教職員が共有することで、F組の理念の価値が実感され、学校全体への理念浸透が進んでいるところです。したがって、まずF組を設置し担任・支援員を確実に配置できることは、理念を広げていく上でも重要な意義をもつと考えております。このた</p>	<p>教育相談センター 基本施策⑤</p>

		<p>め、現行の指標に設置数を含めているのは、理念実現の前提となる体制整備を進めるためであり、設置自体を目的とするものではありません。</p> <p>今後は、チーム担任制などにより一人ひとりを丁寧に見取る体制をさらに強化し、通常学級の包容力を高めながら、魅力ある学校づくりを進めてまいります。</p>	
7	<p>基本施策⑦</p> <p>「特別支援教育の推進」もインクルーシブには向かわないのか疑問です。F組を作ったり、分断をしたいように感じます。</p>	<p>岡崎市では、多様な特性や不安を抱える児童生徒が学び続けられるよう、安心できる環境を確保した上で、様々な支援を受けながら児童生徒の自立や社会参加に向けて仕組みを整えています。F組においても、自分のペースで安心して過ごし、必要に応じて個別の支援を受けながら、社会的な自立を目指しています。すべての子供が安心して学べるように、今後もインクルーシブな環境の実現に向けて改善を進めてまいります。</p>	<p>教育相談センター 基本施策⑦</p>
8	<p>基本施策11「教職員の資質・能力の向上」</p> <p>研修受講が多く推奨されているが、岡崎市は研修が多い、論文を書かされると言われているようです。</p> <p>時間的余裕を与えたうえで教員が受けた研修を受けるならよいが、研修だけ増えれば、生き生きしないでしょう。</p> <p>そのためには学級担任を廃止して、余裕を持たせるべきであると考えます。</p>	<p>初任者研修や中堅教諭等資質向上研修は、法律で定められた法定研修です。中核市である岡崎市は、法律に従って独自で研修を行っており、比較的時間に余裕のある長期休業中に行う努力をしております。</p> <p>教育論文はあくまでも自らの取組を振り返る一つ的手段であり、提出を強制しているものではありません。また、教育基本法第九条に「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める」とあり、教員はよりよい教育を進める教育者として、自</p>	<p>学校指導課 基本施策⑪</p>

		ら学び続けることが求められています。今後も、教職員の声に耳を傾けながら、受講者にとって有意義な研修となるよう計画を進めて参ります。また、学級担任については、チーム担任制や複数担任制を取り入れるなどして、一人の教師に負担が偏らない形で子供たちの教育が進められるよう、担任のあり方を考えて参ります。	
9	<p>基本施策13</p> <p>「ストレスチェックの総合健康リスク」は教育委員会等から独立したところが管理するのでしょうか。</p> <p>結局顔色を窺って答えるなら生き生きはしないでしょう。生き生きした教員のためにDXも図ったほうがよいです。いまだに現金で集金（優秀作文集，理科の自由研究etc）もありますが，かなりのストレスではないでしょうか。</p>	<p>ストレスチェックは学校の設置者が実施するもので、メンタルヘルス不調の未然防止、職場環境の改善を目的としています。教職員の働き方改革については、第5次学校教育等推進計画においても引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>学校指導課 基本施策⑬</p>
10	<p>p. 46</p> <p>朝食を毎日食べている児童生徒の割合</p> <p>大切なことだけど，家庭のことでどうやって上げるのか疑問で，取組も一切書いていないです。</p> <p>子ども食堂を朝から開設を推進というならわかりますが，そもそも家庭のことに口出しするべきかも検討すべきだと思います。朝食に口出すことで，学校外の万引きなどのトラブルに学校が巻き込まれる原因をも作っているのではないのでしょうか。</p>	<p>子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。ライフスタイルの多様化などにより、子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとなっています。朝食を毎日喫食することは、規則正しい生活習慣を整えるうえで大切なこととなります。御家庭の取組については、第4次岡崎市食育推進計画により重点事項を設定し、市のホームページ等で周知を図っているところです。御家庭での取組の参考にさせていただき、子供たちの健やかな成長に向けて御理解、御協力をいただくと幸いです。</p>	<p>学校指導課 基本施策④</p>
11	いじめ加害者について別室登校を望みます。「いじめると面倒くさい、損をする」こと	いじめ防止対策推進法において、いじめの防止等に	教育相談センター

	<p>を経験させないとダメです。</p> <p>いじめ防止対策推進法 第四章 いじめの防止等に関する措置 第二十二條 ～ 第二十七條</p> <p>にはいじめ被害者を守るためにすべきことが、法律で定められています。加害者の別室、出席停止、警察と連携などが書かれています。</p> <p>(出席停止制度の適切な運用等)</p> <p>第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五條第一項(同法第四十九條において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>関する措置として、加害児童生徒への別室指導や出席停止などの必要な措置を講じることが明記されていることは認識しています。一方で、いじめへの対応は、被害児童生徒の安全確保を最優先としつつ、加害児童生徒への適切な指導・支援を含む学校組織としての対応により、関係性の修復と再発防止を総合的に進めることが重要です。そのため、加害児童生徒を一律に別室対応とするのではなく、事案の内容や児童生徒の状況等を踏まえ、最も適切な対応を判断することが重要と考えております。引き続き、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、関係機関とも連携しながらいじめ防止に努めます。</p>	<p>基本施策⑤</p>
<p>12</p>	<p>基本施策③について 2</p> <p>『比較文明学としての信仰教育』を追加すべきである。</p> <p>特定の宗教への加入を勧めない、比較文明学・文化論としての信仰教育は学習指導要領に違反しないはずである。一度、文科省に確認された上、回答されたい。</p>	<p>宗教を歴史・文化・比較文明の観点から扱うことは、学習指導要領において認められております。一方で公教育における宗教に関する取扱いについては、憲法および教育基本法の趣旨を踏まえ、慎重な対応が求められております。現在、中学校社会科の歴史的分野では、学習指導要領に則った形で教科用図書を活用し、複数の宗教について比較文明学の視点も踏まえて取り扱われているものと承知しております。以上を踏まえ、お示しした基本施策を適切に進めていくことが大切であると考えております。</p>	<p>学校指導課 基本施策③</p>
<p>13</p>	<p>基本施策①②③について 1</p> <p>いずれかに、『太平洋戦争の加害責任と正面から向き合う歴史教育の実施』を追加すべきである。</p>	<p>歴史教育に関わらず、学校で取り扱う学習内容は、学習指導要領に沿った教育活動の展開が基本となります。とりわけ歴史教育については、中学校学習指導要領社会科編の歴史的分野の目標として示された</p>	<p>学校指導課 基本施策① 基本施策② 基本施策③</p>

		<p>3点を踏まえ、学習を進めていくことが社会科の目標の一つである「平和で民主的な国家・社会の形成者に必要な公民としての資質・能力を育成」につながるものと考えております。以上から基本施策を適切に進めていくことが大切であると考えております。</p>	
14	<p>基本施策④⑧について 1 『生物学・科学的見地に基づく性教育』を追加すべきである。</p>	<p>心身の発育や発達に関わる内容は体育科や保健体育科で扱います。保健体育科の学習指導要領では、健康・安全について、科学的な思考と正しい判断の下に適切な意思決定・行動選択を行うことを目指すとしております。性教育については、学習指導要領に基づき、適切に指導してまいります。</p>	<p>学校指導課 基本施策④ 教育相談センター 基本施策⑧</p>
15	<p>基本施策⑧について 2 『虐待に当たる具体的条件、そこから抜け出すための方策、養護施設見学などの具体的な生活についての児童生徒への教育』を追加すべきである。</p>	<p>児童虐待は重大な問題であり、早期発見と子供の安全確保に向けた取組を重視しています。学校においては、学期に2回以上実施している生活アンケートや日常的な教育相談等を通じて、心身の不調や困り感の把握に努めています。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒・保護者への支援や関係機関との調整を行いながら、必要な支援につながる体制を整えています。学校教育で扱う内容については、児童生徒の心理的負担や個々の家庭状況、個人情報保護の観点から、学年段階に応じて慎重な検討が必要です。現在は、信頼できる大人や支援機関へのつながり方や、相談先・支援制度の周知を通じて、児童生徒が必要な支援につながることをできるようするための指導を</p>	<p>教育相談センター 基本施策⑧</p>

		<p>行っています。今後も引き続き、関係機関との連携を一層深め、児童生徒が安心して相談できる環境づくりや、支援体制の構築を進めてまいります。</p>	
--	--	--	--